

連載資料 「後発工業国における女性労働と社会政策」

第5回 香 港

さわ だ ゆかり

- I 女性の労働力化の実態
- II 女性労働に関する諸制度

I 女性の労働力化の実態

香港の女性の本格的な労働力化は、1960年代から70年代にかけての高度経済成長期から始まった。それ以前にも、自営業や家事サービス（メイド）、風俗関係など、女性が従事する職種がないわけではなかった。しかし政府統計によれば、女性の労働力率が40%を超えたのは、1961年から66年の間である^(注1)。

その主たる要因は、当時の高度経済成長が、繊維製品を中心とする輸出指向工業化によるものだった点に求められる。1961年の人口センサスでは、最大の就業業種は製造業で45.7%を占めていた。また1966年の人口バイ・センサスでは、この製造業が51.7%に上昇している。1966年のデータは製造業に簡単な内訳があり、「エンジニアリング」（工学）と「繊維」と「その他」の3類に分かれている。女性の場合は、やはり繊維が製造業の中でも最大の就業先で、製造業の労働人口の56%（全体の29%）にのぼった[Census and Statistics Department 1969, 27]。

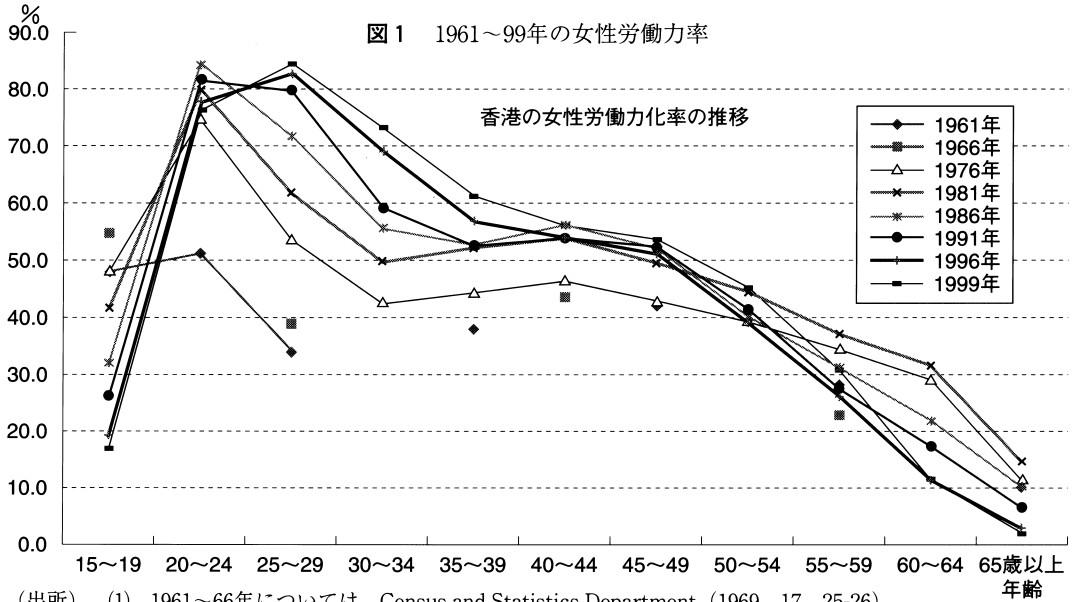
こののち女性労働力率は1970年代に45%を前

後しながら、81年にピーク（49.0%）に達する。その後は大きな変化はなく、46%台から48%台の間に納まっており、ついに50%を超さないまま2001年現在に至っている。

しかし女性が従事する業種は、1980年代から激変している。1980年代に中国の対外開放政策が本格化したため、経済成長によるコスト上昇に悩む香港の製造業が一斉に中国大陸へと生産拠点を移動したからである。とりわけ労働集約型のアパレルや電器・電子の組立分野で、中国への移転が急激に進んだ。この影響を受けて、香港域内のコスト削減の手段であった「家内賃労働」も、中国との競争に負けて激減する。1991年の統計局の出版物からは、「家内賃労働」の項目が姿を消してしまった^(注2)。

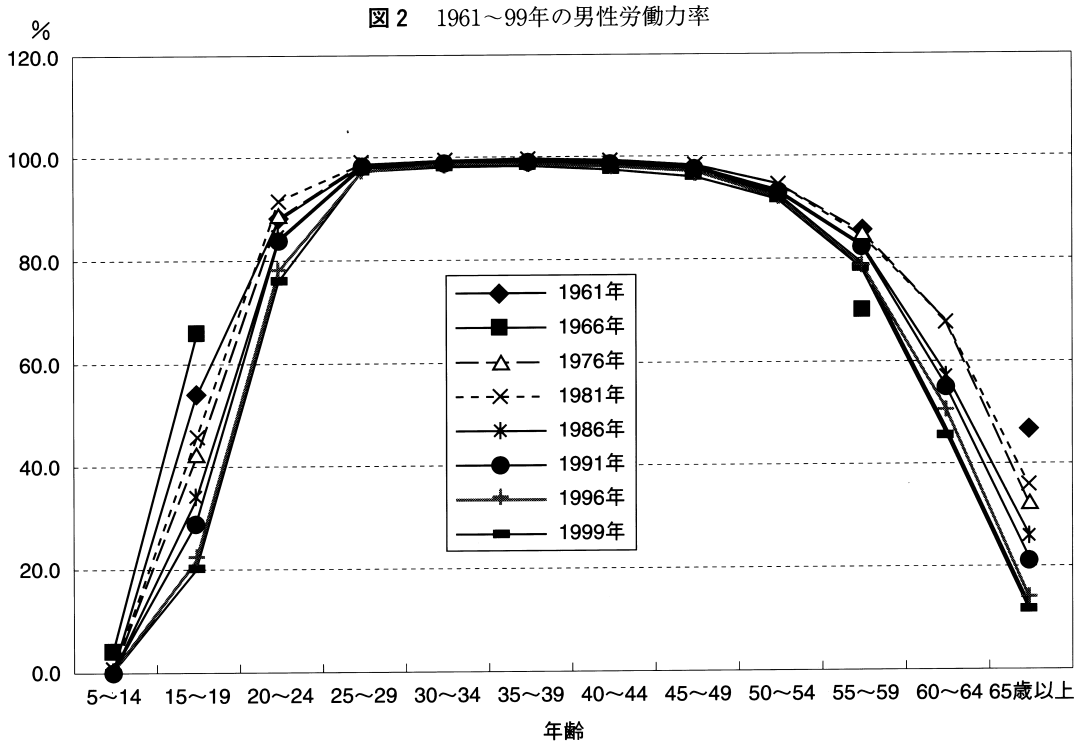
表1は、1981年から99年までの女性の就業人数を、業種別の比率で表わしたものである。ここからも明らかなように、1981年には女性の就業先として5割を占めていた製造業が、99年には1割余りにまで低下している。それに代わって台頭したのが、流通や貿易、飲食業などのサービス部門である。

注目したいのは、この1980年代の変化が男性の場合は、大きく異なっているという点である。男性の場合も製造業の比重は後退しているが、その減少速度は女性ほど急激ではない。1981年



(出所) (1) 1961～66年については, Census and Statistics Department (1969, 17, 25-26).
 (2) 1976～91年は, Westwood et al. (1995, 64-65).
 (3) 1996～99年は, Census and Statistics Department (2000, 20).

(注) 1961年については, 統計データ不足のため, 「25-29」=25～34歳, 「35-39」=35～44歳, 「45-49」=45～54歳, 「55-59」=55～64歳となっている。同様に1966年も「15-19」=15～24歳, 「25-29」=25～39歳, 「40-44」=40～54歳, 「55-59」=55歳以上となっている。



(出所) 表1に同じ。

族の定義は見あたらない。

基本法のなかで少しでも家族に関連する文言は、第3章第37節「香港住民の結婚の自由と自主的な子育ての権利は、法律で保護される」(香港居民的婚姻自由和自願生育的權利受法律保護, The freedom of marriage of Hong Kong residents and their right to raise a family freely shall be protected by law)である。これを文面どおりに解釈すれば、中国大陸で施行している一人っ子政策は香港に適用されないということになる。事実、香港には中国のような強制的な産児制限はない^(注4)。

いっぽう香港条例のなかで家族の定義に言及しているのは、「塵肺症(補償)条例」(肺塵埃沉着病(補償)條例, Pneumoconiosis (Compensation) Ordinance: 1980年制定, 96年改正, 条例第360章)の第2条「用語の解釈」(釈義, interpretation)である。ここでは「家庭の構成員」(家庭成員, member of the family)として、(1)配偶者, 子女, 両親, 兄弟姉妹, 祖父母, 孫, (2)同居人すなわち本人死亡時に妻または夫として本人と居住していた者, (3)本人死亡時に同一世帯の成員として, 死亡直前の2年以上の期間にわたり同居していた者, のいずれかに該当することを要件としている^(注5)。

この事例の(3)は1993年に差し替えられた条項だが、ここから推測すると、その条例がなにを問題にするかによって、使用する「家族」の概念範囲は多少変化すると思われる。というのも、家族を規定する重要要素のひとつである「婚姻」が、歴史的要因で次のように定められているからである。

香港は戦前より単身男性の出稼ぎ先であり、現地妻の問題が普遍的に存在した。またイギリ

ス統治期には、中国系住民に対しては慣習法の効力を認めていた。このため「婚姻制度改革条例」(婚姻制度改革條例, Marriage Reform Ordinance: 1970年制定, 71年増補, 79年・85年・89年・94年・96年・99年改正, 条例第178章)によれば、「新式婚姻」と「旧式婚姻」の双方が法的に有効である。すなわち1971年10月7日以降の婚姻は「1人の男性と1人の女性の自発的な結合」として一夫一婦制であることが謳われている。

しかしこの日付(1971年10月7日)よりも前に成立した旧式婚姻、すなわち中国の法律と習俗に沿いかつ香港または婚姻当事者の一方の家族によって出身地と認められた場所で執行された結婚は、同様に合法的な婚姻として認められる。この場合の「中国の法律と習俗」は、1843年4月5日より前に香港に居住する中国系住民に適用されたもの、と定義されている^(注6)。つまり清朝時代の一夫多妻の婚姻でも、1971年までのものは合法と見なされるのである。

「家長」については、男女を明記した法律は見あたらなかった。家長という用語の定義は、「人事登記条例」(人事登記條例, Registration of Persons Ordinance: 1960年制定, 81年・87年増補, 71年・80年・79年・83年・87年・89年・96年・97年・98年・99年改正, 条例第177章)の1A条「用語の解釈」(釈義, interpretation)で言及されている。それによれば、「家長」(家長, head of the family)とは、(1)18歳未満の者に対して父母の地位にある者、および(2)18歳未満の者に対して合法的な保護と監督権を持つ者、と定義されている。したがって男性だけでなく女性も家長になりうる^(注7)。

(2)男女平等規定

「女性」と明記している。

(7)法定最低賃金の理念

香港には最低賃金法が存在しない^(注14)。最低賃金に言及する法律は、業種委員会条例（行業委員會條例，Trade Boards Ordinance：1940年制定，2000年改正，条例第63章）しか見あたらない。この条例は「不合理なまでに賃金の低い業種において、最低賃金と正常な就業時間、残業手当の支給率を定める」根拠法となっている。その方法は、行政長官が不合理と考えた業種について、任意に最低賃金その他を定め、政府公報に公示すればよいとされる。そして行政長官への諮問機関として、行政長官は業種委員会を組織することができる。この委員会は、雇業者と被雇業者および行政長官が指名した委員から構成される。第63章第2条の(3)には、わざわざ「女性も男性と同じく、業種委員会の委員になる資格がある」と述べられている^(注15)。

実際のところは、最低賃金が定められているのは、フィリピン人メイドなどごく一部の業種にすぎない。

(8)「柔軟な労働」に対する規則

これを保護するものは、特に見つからない。むしろ香港条例では、「家内賃労働」や「パートタイム労働」を、雇用条例の例外として言及するものが多い。たとえば前述の雇用条例第2条『被雇業者』の意味(1)-(c)には、「家内賃労働者」(外發工，outworker)は「被雇業者」に含まないことが明記されており、同じく雇用条例の第31B条（關於領取遣散費權利的一般條文，general provisions as to right to severance payment）で定められた解雇時の一時金や、第31R条（＝員領取長期服務金權利的一般條文，general provisions as to employee's right to long service

payment）の長期雇用一時金、あるいは第31RA条「被雇業者の死亡」（雇員の死亡，death of employee）の死亡一時金の支給対象から外されることが、第31F条および同名の第31U条「被雇業者の例外」（各類屬例外的雇員，excluded classes of employees）で明言されている^(注16)。

(9)家内労働に対する規則

特に見あたらない。むしろ(8)と同様に、雇用条例の例外として扱う規定が目立っている。

3. 社会保険制度

香港には厳密な意味での公的な社会保険は存在しない。公務員の年金制度に関しては、1949年に制定された年金条例（退休金條例，Pension Ordinance：条例第89章）は遺族年金も含め存在するので、これを公的年金と呼べなくはないが、社会一般を対象としないので、ここではとりあげない。

現在、広範囲の住民を対象にした老齢年金は、被雇業者に対して民間保険業者の老齢年金への加入を強制する「強制年金計画条例」（強制性公積金計劃條例，Mandatory Provident Fund Schemes Ordinance：1995年制定，未発効のまま98年から2000年にかけて改正のうえ発効，条例第485章）だけである。この条例は、原則として18歳から65歳までの全ての被雇業者（パート労働者も含む）を対象としている。したがって年金支給年齢は65歳に設定されているが、退職時の年齢が60歳以上であれば、年金の早期受給が可能である。

この年金制度は完全な確定拠出型で、基本的には被雇業者の所得^(注17)の10%に相当する保険料を拠出する。このうち5%が雇業者の拠出分で、残りの5%が被雇業者の拠出である。自営業者の場合は、上記に対応する所得の5%を拠

ただし留意すべきは、香港の最高税率が低いことである。個人所得の場合、最高課税率は17%にすぎない。したがって高額所得者にとって、控除の意味は小さい。

(4)母子世帯への対応

母子世帯という分類ではなく、父子世帯を含む「一人親世帯」に対して最低生活費が支給される。これは「総合社会保障援助計画」(総合社会保障援助計画, Comprehensive Social Security Assistance Scheme : 以下, CSSA) の一部として設定されている。この計画は低所得者への生活保護を目的とするため、一人親世帯であれば無条件で対象になるわけではない。この生活費の受給条件として、資産評価(ミーンズ・テスト)を経なければならないからである^(注24)。

資産評価の結果、有資格者と判定を受けた一人親世帯には、2000年現在で世帯構成員1人当たり月額1570香港ドルから1965香港ドルの標準支給額が設定されている^(注25)。

この他にCSSAの受給者には、申請に応じて特別手当が支給される。特別手当の内容は、(1)家賃手当、(2)上下水道手当、(3)葬儀手当、(4)幼児手当(子守費用、保育園費用など)、(5)就学手当(学費、給食費、教科書・文具・制服などへの費用)である。また一人親世帯は、子女の養育が特に困難な場合に、毎月255香港ドルの一人親世帯補助金を受給できる^(注26)。

一人親世帯への税制上の優遇については、上記(1)「児童扶養控除」の項目を参照にされたい。

5. 職業教育

職業訓練については、政府の関連団体に職業訓練局(職業訓練局, Vocational Training Council)という組織があり、種々の職業訓練を実施している。その中には、繊維・アパレル産業の

トレーニングコースがあるが、特に女性用と銘打ってはいない^(注27)。

その他の香港の職業教育は、主として民間ボランティア団体が主催している。各病院付属の看護学校は存在するが、入学資格が女性に限定かは不明である。

さらに前述の性差別条例の第18条「職業訓練に従事する者」(persons concerned with provision of vocational training)と「家族の立場による差別条例」に、職業訓練に関する男女平等への言及がある。いずれも職業訓練を提供する者が、性別や家族のケアを理由に、女性に対して差別的待遇を行うことを禁じている。

6. 家族計画

本節第1項(1)で言及したように、香港では基本法が自由意志に基づく子育てを保証している。また筆者が探した限りにおいて、家族計画を明言した条例は見つからなかった。しかし香港政府は、決して家族計画と無関係ではない。

まず政府は、香港家庭計画指導会(The Family Planning Association of Hong Kong)という団体への支援を行っている。この組織の前身は1936年に成立した香港優性学会ボランティア団体であるが、1950年に産児制限を目的として現在の名称に改めた。香港政府は、1955年から香港家庭計画指導会への補助金給付を開始し、70年代には政府厚生省(医務衛生署, Department of Health)が指導会の32の産児制限用クリニックを母子健康センターに再編している。また現在でも、この指導会の名誉会長は香港特別行政区長官の董建華夫人(董趙洪娉, Betty Tung)、名誉賛助人は植民地時代の元総督夫人たち(ウィルソン夫人, ユード夫人)であり、女性議員も理事会に名を連ねている^(注28)。

on the Elimination of Discrimination against Women) に第1回報告書を提出している (HK SAR Gov., "Rights of the Individual," in Hong Kong Annual Report 1999, Hong Kong, 1999 [cited 20 February 2001]. Available from irc@isd.gcn.gov.hk; INTERNET)。

(注10) Department of Justice, "Chapter 527: Family Status Discrimination Ordinance," in Bilingual Laws Information System [cited 20 February 2001]. Available from blis @ doj. gcn. gov.hk; INTERNET.

(注11) この女性を対象とする労働規定には長い歴史がある。1844年の「植民地における良好な秩序と衛生維持のための規定」(The Preservation of Good Order and Cleanliness within the Colony) が家事労働契約の違反に対する罰則規定を設けている。また1902年には、その改正版として「雇業者・被雇業者条例」(The Employers and Servants Ordinance : 1902 No.45) が、当時の香港条例第45条として成立した。この条例は本文で言及した1968年の雇用条例の原型となった。1923年には「女性家事労働者条例」(The Female Domestic Service Ordinance : 1929年・38年改正) が、29年には「工業部門における女性、青少年、児童雇用条例」(Industrial Employment of Women, Young Persons and Children Ordinance) が制定された。さらに1932年には、女性、青少年、児童の雇用に関する法例と工場での安全に関する条例が一本化されて、「工場および仕事場条例」(The Factories and Workshops Ordinance : 1932年の第27条) が制定された [England 1989, 161-163]。

(注12) Department of Justice, "Chapter 57 Section 73: Women and Young Person (Industry) Regulations," in Bilingual Laws Information System [cited 20 February 2001]. Available from blis @ doj. gcn. gov.hk; INTERNET.

(注13) Department of Justice, "Chapter 57 Section 12: Maternity Leave" and "Section 14: Payment for Maternity Leave," in Bilingual Laws Information System [cited 20 February 2001]. Available from blis @ doj. gcn. gov.hk; INTER-

NET.

(注14) 香港で最初の最低賃金に関する条例は、1932年の第28条「最低賃金条例」(Minimum Wage Ordinance) である。これはILO 26条項に対応して制定されたものである [England 1989, 163]。

(注15) Department of Justice, "Chapter 63: Trade Boards Ordinance," in Bilingual Laws Information System [cited 20 February 2001]. Available from blis @ doj. gcn. gov.hk; INTERNET.

(注16) Department of Justice, "Chapter 57 Section 31B, 31F, 31RA, 31U," in Bilingual Laws Information System [cited 20 February 2001]. Available from blis @ doj. gcn. gov.hk; INTERNET.

(注17) この場合の所得には、給与、ボーナス、諸手当が含まれる。ただし住宅手当や住宅補助は含まない。

(注18) Department of Justice, "Chapter 89: Mandatory Provident Fund," in Bilingual Laws Information System [cited 20 February 2001]. Available from blis @ doj. gcn. gov.hk; INTERNET.

(注19) Legislative Council Panel on Health Services Meeting on 17 July 2001, "Report on Public Consultation on Health Care Reform" <http://www.info.gov.hk/hwb/english/LEGCO/H-17-7/hcre.HTM>.

(注20) 児童2人なら6万香港ドル、3人からは7万5000香港ドルと、人数によって金額は異なる。9人なら16万5000香港ドル (Inland Revenue Department, "Allowance," in a Brief Guide to Taxes, Hong Kong, 2001 [cited 20 February 2001]. Available from taxinfo @ ird.gov.hk.; INTERNET)。

(注21) *ibid.*

(注22) *ibid.*

(注23) Department of Justice, "Chapter 112 Section 26D: Elderly Residential Care Expenses, Inland Revenue Ordinance," in Bilingual Laws

